

# 農業会議通信



●第54回岩手県農業委員大会を盛大に開催、大会決議を県及び国に要請  
 ●農地再生活動出発式を挙行 ●トピックス ●私も一言

## 今年を振り返って

◆年の瀬を迎え、1年を振り返る時期になった。農業・農村を巡っても様々なことがありました。戦後最大の農政改革がスタートしたと思つたら、また、農政転換である。農業委員会系統組織の関心事は、農地法等の改正であった。政省令等も整い、今月施行された。その大きなポイントは、農地制度の基本を「所有」から「利用」へと再構築するものである。戦後の農地解放で自作農を創設したが、この自作農を表す文言が法の目的からも消えた。小作地、小作農の表現もなくなった。半世紀余を経ての大幅改正であり、隔世の感がある。

◆今年、夏の不順天候により、梅雨明け発表がなかった。観測史上5回目なそうである。米の作柄が県北・沿岸で平年を下回り、また、台風18号により農作物等に被害を被つたが、全体としてまずまずの出来秋となった。何よりである。

◆ところで、「梅雨明けのない年は政変が起こるジンクスがある。」?との新聞記事があつた。それはともかくとして、8月の衆議院選挙により新しい政権が誕生した。農業・農村は課題が山積している。農は国の基であり、人々の暮らしと命を支える重要な産業である。そして永久に持続するものでなければならぬ。農業者が将来展望のもとに意欲を持つて頑張ることができる力強い農政の展開を切に望むものである。

◆新たに導入される農業者戸別所得補償制度は、販売農家全てを対象とし、総力戦で農業生産を担っていたかどうかとするものであるが、就農実態を見ると従事者の半数近くが70歳以上である。我が国の農業構造をどう描くかも重要な視点であると考える。初年度はとりあえず、米を対象にモデル事業として実施することで検討されているが、こうしたことも踏えた実効性のある制度として構築されることを、大いに期待したい。

◆いよいよ改正農地法等が具体的に運用される。系統組織は極めて重要な役割を担うことになる。総力を結集し遺漏なきを期さなければならぬ。

来る、平成22年の干支はとら。「虎穴に入らずんば虎児を得ず」を果敢な挑戦ととらえ、各々がそれぞれの目標に向かつて、新たなチャレンジをする年にしたいものである。良い年を迎えられますよう、心からご祈念申し上げる次第である。

岩手県農業会議 会長 佐々木 正勝

## 第54回石手県農業委員大会を 盛大に開催、大会決議を県及 び国に要請

11月12日、盛岡市都南文化会館に約700人の農業委員が集い第54回石手県農業委員大会が盛大に開催されました。

来賓として宮館壽喜岩手県副知事（知事代理）、小野寺研一岩手県議会副議長（議会議長代理）を始め各界から多くのご出席をいただきました。

開会に当たり佐々木正勝農業会議会長は、「年内に改正農地法が施行されることに伴い、現場で農地制度を運用する農業委員会の業務が質・量ともに増大するが、国、県、市町村の理解と支援のもとに、組織体制の充実強化を図りながら、農業委員会系統組織の総力を結集し、食料供給基地を標榜する本県農業・農村の発展に向けて、与えられた役割を果たして参らなければならぬ。」と主催者の挨拶



農政功労者表彰

をを行い、また、ご来賓の方々からは、農業委員の地域での活動に対する期待と激励の祝辞をいただきました。

表彰では、農林水産大臣から小笠原文一氏（釜石市）、農業会議会長からは、農政功労者・鈴木昭男氏（一関市）、熊谷信義氏（一関市）、農事功労者・多田嘉一氏（遠野市）、及川斌人氏（奥州市）、永年勤続農業委員・浪岡清美氏（二戸市）ほか5名の方々に表彰状が贈られたほか、農業委員会活

動、全国農業新聞普及に対する表彰が行われました。

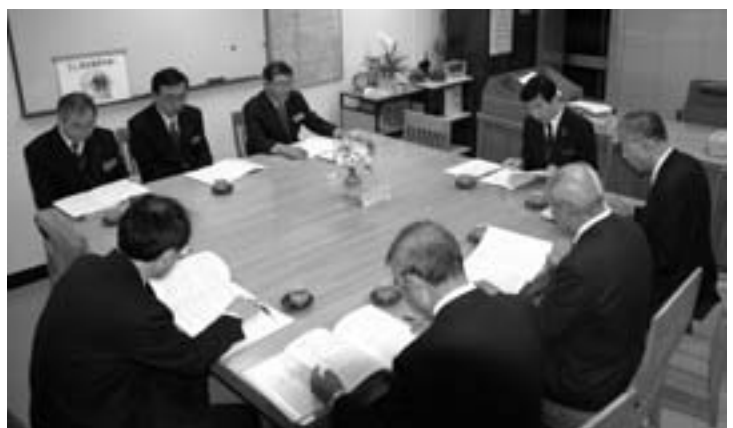
引き続き行われた提出議案の審議では、議長団に北上市農業委員会の高橋久悦会長と一関市農業委員会の千葉哲男会長を選出して議事が進められ、議案第1号、農業施策の充実に関する要請決議、議案第2号、新・いわての農地と担い手を守り活かす運動の取り組みに関する申し合わせ決議、議案第3号、全国農業新聞・全国農業図書等情報活動の強化に関する申し



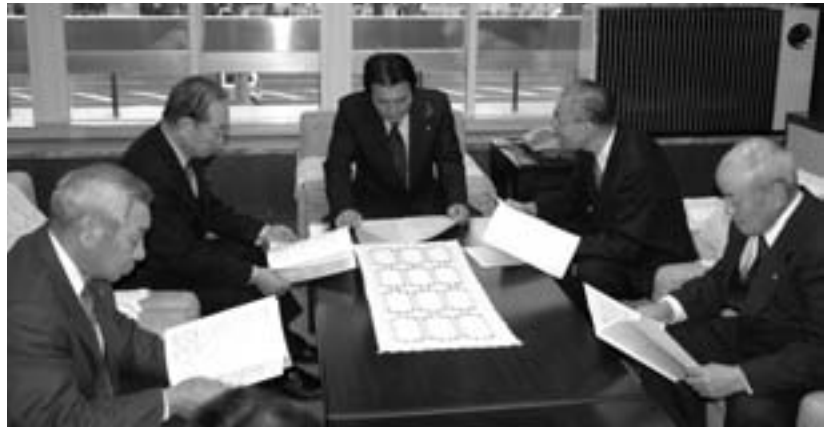
高木弁護士

合わせ決議をいづれも満場一致で決定しました。その後、大会宣言を陸前高田市農業委員会石川満雄会長から農業委員に与えられた役割を十分に発揮できるよう、総力を結集して邁進するとの大会宣言がなされ、最後に遠野市農業委員会の北湯口進会長の音頭で万歳三唱が会場を揺るがし午前の部を閉じました。

午後には、弁護士の高木賢氏が



農政部長へ要請



県議会議長へ要請

であると激励の言葉をいただきました。

大会終了後、佐々木会長、館澤副会長が決議された要請書をもって瀬川純農林水産部長に要請活動を行いました。また、佐々木一榮県議会議長、小野寺研一県議会副議長には11月15日に、県選出の国會議員には12月2日に開催された農業委員会会長との意見交換の場で要請を行いました。

### 農地再生活動出発式を挙行

6人の農地再生コーディネーターを配置・各農業委員会の協力を願う

本会は、11月2日「農地再生コーディネーター」6人を委嘱し、その出発式を行った。佐々木会長と県農業振興課杉原総括課長から、コーディネーターに対する期待と激励があった後、佐々木会長から耕作放棄地解消のぼり旗が手渡された。コーディネーターは

農協の営農指導員や農業普及員OB等で農業会議の嘱託員として各農協等に配置され、各地域の農業委員会、農業委員等と連携して耕作放棄地の実態把握と解消対策や新作目の栽培支援に取り組む。



配置先は全農県本部に石川重雄さん(61)、新岩手農協東部営農経済センター(岩手町)に民部田信一さん(66)、坂待純一さん(61)、同奥中山営農経済センター(二戸町)に田村善幸さん(60)、

同宮古営農経済センター(宮古市)に畠山市右衛門さん(50)、花巻農協遠野地域営農センター(遠野市)に菊池勝廣さん(56)。

出発式の後、早速、県や農業会議の担当者から、農地制度や耕作放棄地解消の事業・制度等についてレクチャーを受け、初めて聞く話が多くとまどっている様子であったが、6人がそれぞれ電話番号を交換するなどして、お互いが連絡し合い、頑張ることを誓い合っていました。農業委員の皆様と情



耕作放棄地解消のぼり旗手交



報を共有して効果的な取り組みとなるよう協力をお願いします。

この事業は国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用した県の委託事業で2011年度までの3年間続けられます。

# 私もひとこと

## 今後の農業に思う

奥州市農業委員会  
会長 佐藤 清信

近年、全国的、また当奥州市においても農家の高齢化、後継者不足が大きな問題となってい

農業者年金の加入推進をお願いします。

### 担い手積立年金(愛称)

農業の担い手には  
手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は  
次の3つの要件を満たす方が受けられます

- ①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ③下記の区分1～5のいずれかに該当する人

最長20年間、保険料補助が受けられます

- ①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ②35歳以上であれば10年以内通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

#### ●保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	-

ます。今後、国民の食料を確保するためにも、この問題への対応が急務です。また食料自給率の低水準と、消費、農産物価格の低迷など厳しい状況にあり、このままでは日本の農家はどうなるのかと懸念しています。

人間生きるためには、安全で安心な食料が一番大切な事は誰もが望むものと思われれます。

さて、農業委員の役割は、農地の保全や担い手の育成など様々ある訳ですが、稲作農家においては3分の1以上が減反、米価の値下がり等で大規模農家でも経営が難しくなっているのが現状であり、当市においてはその支援策として認定農業者に対して独自に「農地流動化事業助成金」の交付を行っているところとす。

今、国政では戸別所得補償制度の案が出され、又、中山間地域等直接支払制度が継続と決着し第3期対策が見えてきたようですが、営農が継続できる体制が構築されることを切に願いつつ、農業の発展のため農業委員として活動していきたいと思います。



**優良担い手表彰で本県から3経営体が表彰される**

平成21年度優良担い手表彰で農林水産大臣賞・有限会社姫園芸、農林水産省経営局長賞・有限会社高橋農産、全国担い手育成総合支援協議会会長賞・片小沢営農組合

11月17日（火）に、さいたま市で開催された「第12回全国農業担い手サミット in 埼玉」の席上で本県から推薦された3経営体がそれぞれ表彰に輝いた。

○農林水産大臣賞

有限会社姫園芸

（代表取締役桜栞哲也氏 栗石町）

60万ポットの花苗生産販売と

東北最大級の直売施設を装備した花き專業経営。年間13万人のお客を相手にした花苗販売に加え、ハンギングマスター、グリーンアドバイザーの資格を持つスタッフがガーデニング教室などの開催を通じて2,500人の会員に対して「育てる」「つくる」楽しさを伝えている。さらに敷地内に農家レストランを併設し、来店者に郷土料理を提供し、お客の満足度を高めるとともに、その伝承にも務めている。



○農林水産省経営局長賞

有限会社高橋農産

（代表取締役高橋信氏 紫波町）

水稲、小麦をそれぞれ12ヘクタール、りんご1・5ヘクタールの経営で産直施設での販売や、米、りんご、ジュースを詰め合わせたセットの個別販売にも取り組む。米、りんごともにエコファーマーを取得し、減農薬、減化学肥料栽培により差別化を図っている。親からは3ヘクタール規模で継承し、その後、30年かけて農地購入や借地、作業受託で現在の規模になっている。今後は、研修生の受け入れ、後継者育成に努めるとともに、直売を盛岡市でも展開するなど販売面に力を入れる予定である。



○全国担い手育成総合支援協議会会長賞 片小沢営農組合

（代表根澤將次氏 栗石町）

水稲26ヘクタール、小麦11ヘクタール、大豆19ヘクタールを経営する集落営農組織。平成13年に現組合の前進となる片小沢2001生産組合を10戸で組織し、個別転作から集団化を図り、平成18年の水田経営所得安定対策を契機に、33戸の集落ぐるみの営農組織に発展させた。

土地利用にあたっては小麦+菜種の1年2作体系を導入し、景観形成と土づくりに加え、町の福祉施設と連携してなたね油の搾油・販売など障害者の社会参加への協力にも取り組んでいる。





## 1 個人情報保護について

「農業委員会会議と個人情報保護について」(A市農業委員会)

当市では、個人情報保護条例を定め、特定の個人が識別できる情報(地番等も含む)については開示しないことになっています。ただし、同条例で、他法令の規定に公文書の閲覧または縦覧の手続きが定められているときは適用を除外することが規定されています。例えば、農地法違反是正等の指導について農業委員会総会で議事になり、開示することにより著しく支障を来たすような場合であっても、農委法で会議の公開、議事録の縦覧が規定されているため、傍聴・縦覧を拒否することができません。

行政の透明性が求められる一方で、プライバシーの保護についても十分な配慮が求められる難しい時世ですが、このような状況で農業委員会としての総会における個人情報の公開と情報開示請求における個人情報の保護との整合性や総会時の資料の取扱い方などについてどう対応したらよいでしょうか。

## ●答1 会議の公開について

農業委員会法第二十六条により、農業委員会の会議は公開すると規定されています。これは、会議を農業者の前に公開して農業委員会の民主的な運営を図ろうという趣旨であり、このため、各市町村で定めた農業委員会の傍聴に関する規定等に基づき公開すべきことを定めたものであり、議案として附議された内容の開示まで言及しているものではありません。

## ●答2 議事録の公開について

農業委員会法第二十七条により、会長は議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならぬ義務を負っています。ここでいう議事録には総会はもちろん部会の会議の議事録も含まれ、議事概要ではないことから、審議過程の全てを記録しなければなりません。

なお、同法第二十七条は、農業委員会の民主的な運営を図ることを目的に置かれた規定であり、議事録の内容に各地方公共団体の情報公開条例に定める個人情報の保護に係る規定に抵触する場合には、当該農業委員会の判断により、主要の措置(例えば、事件関係者個人を識別する事項に関する部分の塗りつぶし等)を講じたうえで議事録を作製し、縦覧することとして差し支えないと解します。

## 22年1月から3月までの主要な行事

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 1月6～7日 | 女性農業委員活動研修会(盛岡市)       |
| 12日    | 農業委員ブロック別研修会(沿岸地区宮古市)  |
| 13日    | 農業委員ブロック別研修会(県南地区奥州市)  |
| 14日    | 農業委員ブロック別研修会(県北地区盛岡市)  |
| 15日    | 第352回常任議員会議(エスポワールいわて) |
| 2月10日  | 市町村農業委員会事務局長会議(盛岡市)    |
| 2月15日  | 第353回常任議員会議(エスポワールいわて) |
| 17～18日 | 市町村農業委員会会長会議(盛岡市)      |
| 3月15日  | 第354回常任議員会議(エスポワールいわて) |
| 24日    | 岩手県農業会議定期総会(盛岡市)       |

## 編集後記

○改正農地法がスタートしました。農業委員会には、貸借規制の緩和に伴う適正な判断、許可後の利用状況報告に伴う適正利用の勧告、許可取り消しの実施や遊休農地の所有者に対する指導・勧告など、難しい対応を求められる場合が多くなると思います。新たな事態に適正な対応ができるよう、お互いに連絡を取り合い、情報を共有しましょう。

○2010年度から新たに実施される水田活用自給力向上事業は、これまでの産

地交付金等に較べその他作物などへの助成水準が大きく低下するなどの議論が巻き起こっているところですが、一方で、米の「生産数量目標」に即した生産のいかに関わらず、全ての生産者を助成対象とする。とされています。

米の生産数量目標と切り離し、自給力向上を旗印にするのであれば、畑作での麦・大豆の生産者に対しても助成すべきではないのかと考えてしまうのは私だけでしょうか。本県の県北、沿岸部での畑作振興を考えると、うえて避けて通れない問題ではないでしょうか。(恭)